工事検査ワンポイントアドバイス

「情報共有システムを活用した電子検査について」

工事検査通信　No.81
発行：　R5年6月20日
出納局　工事検査課



近年、農林水産部や土木部では、受発注者の工事及び業務の効率化等を目的として、「情報共有システム」の活用が進んでいます。
今回は、工事検査における「情報共有システム」の取扱い、「情報共有システム」利用時の注意点やスムーズな検査を行うためのポイントについて御紹介したいと思います。



よろしくお願いします。まず「情報共有システム」とはどのようなものですか？



簡単に説明しますと、「情報共有システム」とは、インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中に関する情報や工事帳票を交換・共有し、相互利活用できるシステムです。電子検査にも対応が可能です。



検査において「情報共有システム」を活用するメリットはありますか？



電子検査に当たっては、「情報共有システム」の【書類管理機能】により、検査書類が検査時に必要なフォルダ構成で整理済みであることから、受注者の検査準備時間の削減につながります。
また、遠隔臨場（書類）検査時も電子化された工事帳票等を画面に表示することが可能です。



「情報共有システム」を活用した電子検査を行うにあたり、注意点を教えてください。



まず、「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン（令和３年２月）」（以下、ガイドライン）には、
「工事検査（竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査、中間検査）においては、情報共有システムで処理した工事帳票やデジタルカメラで撮影した工事写真は紙に出力せずに、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とします。」とあります。（ガイドライン：Ｐ２０）
（ただし、「工事完成図」「施工前後の工事写真」を除く。：福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】Ｐ６９】）



電子データの利用が原則なのですね。通信環境が良好でないと対応出来ないのではないですか？



いいえ、オフラインの電子検査<※1>を原則としていますので、検査用のパソコンが準備できれば対応は可能です。
※1 オフラインの電子検査：情報共有システムで処理した工事帳票等の電子データを電子検査用パソコンに出力して行う電子検査。



電子検査を実施した感想はいかがですか？



検査全体を通しては問題なく検査できましたが、大型モニターが利用できるとより良いと感じました。
また、検査を受けるにあたっては、「電子」「紙」のどちらで準備しているか「検査書類一覧表」を作成し、保存形式を明記しておくことで電子検査をスムーズに行う事が出来、また、書類等の提出漏れの防止にもなります。
ただ、これまで電子検査の件数も少なく操作も「不慣れ」なため、確認したい工事帳票や写真データを探すために時間を要することがありました。



効率的に検査を行うためには、「事前準備」や「慣れ」は必要ですね。



そうですね。「情報共有システム」を活用した電子検査を実施するための３つのポイントは、
①工事書類は、検査前に情報共有システムから検査用パソコンにダウンロードする。
②検査時には、書類一覧で「電子」「紙」を区分し明瞭化する。
③複数のパソコンや大型モニター（またはプロジェクター）を利用する。
（ガイドライン：Ｐ３２）



ありがとうございました。受注者の検査準備時間の削減や効率的な検査のためにも「情報共有システム」を活用していきましょう。

＊＊

●本日のポイント

「情報共有システム」を活用した電子検査は、受注者の検査時間の削減や効率的な検査が可能です。ガイドラインに記載されているシステム利用上の注意、ポイント参考にして、「情報共有システム」を活用していきましょう。

【登場人物の設定】

〇福島県 出納局 工事検査課



：唐井(ｶﾗｲ)検査員



：渋井(ｼﾌﾞｲ)検査員